

佐野市防犯協会 L E D 防犯灯更新事業
提案募集要項

令和 6 年 1 1 月

佐野市防犯協会

募集要項目次

1. 募集の趣旨	3
2. 事業概要	3
(1) 事業名称	
(2) 契約方式	
(3) 事業内容	
(4) 事業場所	
(5) 業務の範囲	
(6) 契約期間など	
(7) 提案限度額	
3. 応募条件	4
(1) 応募者	
(2) 応募者の役割	
(3) 応募者の資格	
(4) 防犯灯の設置時期	
(5) 応募に関する留意事項	
4. 事業者選定の流れ	7
(1) 応募者	
(2) 応募資格要件の確認及び提案要請	
(3) 契約候補者の選定	
(4) 詳細協議	
(5) 事業者との契約	
(6) 事務局	
5. 事業のスケジュール	9
(1) 日程	
(2) 本事業提案募集の手続き	
(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出	
(4) 提案要請の通知	
(5) 提案書の提出	
(6) 参加を辞退する場合	
6. 審査及び審査結果の通知	12
(1) 審査	
(2) 審査結果の通知及び公表	

(3) 失格	
7. 提示条件	14
(1) 事業の遂行	
(2) 事業資金計画等	
(3) 防犯灯数	
(4) 維持管理計画等	
(5) リース料の支払い等	
(6) 事業計画書の作成	
(7) その他	
8. 事業の実施に関する事項	16
(1) 誠実な業務遂行義務	
(2) 本事業契約期間中の受注者と佐野市防犯協会の関わり	
(3) 佐野市防犯協会と受注者との責任分担	
9. 参加表明提出書類・作成要領	17
10. 事業提案提出書類・作成要領	18
11. その他事業者が行う業務	20
12. LED防犯照明器具の仕様	20

【別添資料】

別添1「佐野市防犯協会 LED 防犯灯更新事業 提出書類用式」

別添2「佐野市防犯協会 LED 防犯灯更新事業 予想されるリスクと責任分担」

1. 募集の趣旨

本市内には約 9, 500 基の防犯灯が設置されています。

そのうち 9, 000 基については、佐野市防犯協会（以下「協会」という。）と受注者との間で設置やメンテナンス等にかかる 10 年間のリース契約を締結していますが、令和 7 年 1 月 31 日をもって同リース契約が満了となります。

この 9, 000 基の防犯灯を一斉に交換し、新たなリース契約による運用をすることで、防犯灯の安定的な管理と経費負担の軽減を図るため、これまで同様、協会と受注者との間でメンテナンス付きリース契約を締結する方針です。

そこで、協会が最も効率的に事業を推進していくため、提案を募集し、その選定を行うこととします。審査の結果、最も得点の高い提案を行った応募者は、本協会と事業契約の締結に向けた協議を行い、合意に至った場合、本事業に係る契約を締結し、本事業を実施するものです。

2. 事業概要

(1) 事業名称

佐野市防犯協会 LED 防犯灯更新事業

(2) 契約方式

メンテナンス付きリース契約

(3) 事業内容

受注者は、協会と締結する本事業契約に基づき、提案した内容を協会に提供するものとします。

① 提供するサービス

受注者は、協会と締結する本事業契約に基づき、自らが行った事業提案による防犯灯（以下「本設備」という。）を導入し、契約期間内において、善良なる注意義務をもって本設備の維持管理を含む包括的サービスを提供するものとします。

② 本事業契約終了後の本設備の取り扱い

受注者は、本事業契約期間終了後、本設備の所有権を佐野市防犯協会に無償で譲渡するものとします。

③ 対象設備の改修工事

受注者は、本設備の改修工事において、電気工事業者及び、電気工事の下請業者（以下「施工業者」という。）については、担当役割を明確にし、佐野市内の工事業者を活用することとします。

(4) 事業場所

所在地：佐野市内全域

(5) 業務の範囲

受注者が行う業務の範囲は、次のとおりとします。

- ① 管理台帳の作成及び管理番号貼付業務
- ② 本設備に関する設計、施工、施工管理及びその関連業務
- ③ 本設備の工事に関連するすべての手続き業務及びその関連業務
- ④ 本事業期間内における、本設備の維持管理業務
- ⑤ 本事業契約期間終了後における本設備の所有権移転業務

(6) 契約期間など（予定）

契約などの主な行為の期間は次のとおりとします。

- ① 本事業契約期間：120か月間（10年間）
- ② 本設備の設計・工事期間：本事業契約締結から6か月間（予定）
- ③ リース開始期日：令和7年8月1日（予定）

(7) 提案限度額

提案者は、以下に示す金額の範囲で事業内容を提案することとします。なお、下記提案限度を超えた金額で提案した場合は、その提案書を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととします。

総額：200,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む（以下、「税込み」という。））

※但し、上記金額は契約時の予定額を示すものではありません。

3. 応募条件

(1) 応募者

- ① 応募者は、LED防犯灯更新事業を行う能力を有する単独企業又は複数の企業で構成されたグループで応募することとします。
- ② グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が協会事務局との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、業務遂行の責を負うものとします。なお、その代表者は、リース会社としてください。
- ③ 参加表明時には、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の担当役割を明確にしてください。
- ④ 応募者は、応募を含むそれ以降の本事業提案に係る諸手続及び本事業契約に係る諸手続を行うこととします。

(2) 応募者の役割

- ① 応募者は、次の役割の全てを担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担することとします。
 - ㊦ 事業役割：協会との契約等諸手続きを行い事業遂行の責を負う。
 - ㊧ その他役割：メンテナンス等のサービスを提供する。
- ② 事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する別途合意書（様式任意）を協会に提出してください。なお、その合意書には、事業役割の構成企業全体が、協会に対し連帯責任を負う旨（但し、メンテナンス等のサービスの提供（8.（1）③のリース契約以外の防犯灯の管理・運用、同（2）②の修繕を含む。）はリース会社以外で連帯責任を負う旨）を示す条項を含むこととします。

(3) 応募者の資格

提案書提出者は、次の要件をすべて満たす者としてします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- ② 本事業の公告日から提案書提出期限までの間に、国、県、市等において指名停止の措置を受けている者でないこと。
- ③ 本募集要項の配布の日から提案書提出日までの期間に、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者でないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条または第4条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団員等の構成員と関係を有すると認められるものに該当しないこと、並びに佐野市暴力団排除条例に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）第18条の規定による破産手続きの申立てをしていないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てがなされていないこと。または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていないこと。但し、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を

除く。

⑦ 施工業者は、佐野市内に本店を有する企業であること。

⑧ 国税及び地方税の滞納がない者。

(4) 防犯灯の設置時期

地域間格差ができるだけないように努めてください。なお、設置期間中に、既存の防犯灯の故障等が判明した場合、故障箇所から優先的に設置してください。

(5) 応募に関する留意事項

① 費用負担

応募に関する書類の作成および提出に係るすべての費用は、応募者の負担とします。

② 提出書類の取扱い及び著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが、原則として提出書類は返却しません。なお、協会は応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。

③ 特許権

事業提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとします。

④ 協会からの提供資料の取扱い

協会が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用できません。

⑤ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの事業提案しか行うことができません。

⑥ 複数の応募者の構成員となることの禁止

応募者の構成員は、ほかの応募者の構成員となることはできません。施工業者についても同様とします。

⑦ 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、協会と協議を行い、協会がこれを認めたときはこの限りではありません。

⑧ 提出書類の変更の禁止

一旦提出した書類の変更はできません。なお、提出書類について参考資料を求めることがあります。

⑨ 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とします。

⑩ 事業提案の中止

本事業提案募集を中止する場合、協会から、参加表明及び本事業提案があった応募者に通知するものとします。なお、本事業提案募集が中止になった場合でも、応募に関するすべての書類の作成及び提出に要した費用は応募者の負担とし、協会は応募者に対していかなる責任も負わないものとします。

4. 事業者選定の流れ

(1) 応募者

応募者は、「3. 応募条件」で定める資格要件を満たす者とします。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募資格要件を確認し、応募者に対し本事業提案を文書で要請します。

(3) 契約候補者の選定

「佐野市防犯協会 LED 防犯灯更新事業事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）は、選考過程を経て本事業提案の中から選定委員全員の審査点の合計点数が最も高い提案者を契約候補者として選定します。

(4) 詳細協議

協会は、委員会が選定した契約候補者との間で、本事業計画書の作成及び本事業契約を締結するまでの諸条件について詳細協議を進めるものとします。なお、この際の協議は契約候補者が行った本事業提案の範囲内で行われるものとします。

(5) 事業者の選定及び契約

協会は、契約候補者との協議が整った場合に本事業の契約を締結します。

(6) 事務局

事業提案募集に係る事務局は次のとおりとします。

〒327-8501

栃木県佐野市高砂町 1

佐野市役所 6 階

佐野市防犯協会事務局（佐野市危機管理課防犯係内）

電 話：0 2 8 3－2 0－3 0 5 6

F A X：0 2 8 3－2 2－9 1 0 4

電子メール：kiki@city.sano.lg.jp

H P アドレス：

<https://www.city.sano.lg.jp/soshikiichiran/gyousei/kikikanrika/index.html>

5. 事業スケジュール

(1) 日程

本事業は、次の日程（予定）で行います。

	内 容	期 日
①	公告及びホームページでの公開	令和6年11月21日
②	募集要項の配布	令和6年11月21日 ～令和6年12月2日
③	応募書類に関する質問の受付	令和6年11月21日 ～令和6年12月2日
④	応募書類に関する質問の回答	令和6年12月4日
⑤	参加表明書類及び資格確認書類 の提出期限	令和6年12月6日
⑥	参加資格確認結果及び提案要請 の通知（有資格者審査）	令和6年12月19日
⑦	提案書の提出期限	令和6年12月27日
⑧	プレゼンテーション及び選定結 果通知	令和6年1月上旬
⑨	詳細協議、事業計画書作成	令和6年1月下旬
⑩	事業契約の締結	令和6年1月下旬
⑪	設計、工事（切り替え）期間	令和7年2月1日 ～令和7年7月31日
⑫	リース開始日	令和7年8月1日

(2) 本事業提案募集の手続き

① 募集要項の配布場所

㊦ 佐野市防犯協会事務局（佐野市役所6階 危機管理課内）

令和6年11月21日 ～ 令和6年12月2日まで

8時30分から17時00分まで

ただし、土・日・祝日を除く

① 佐野市役所のホームページへの掲載

<https://www.city.sano.lg.jp/soshikiichiran/gyousei/kikikanrika/index.html>

② 募集要項に関する質問受付及び質問回答

募集要項に関する質問は、次により行ってください。

- ㊦ 質問は、1問につき質問書（様式第1号）1枚を使用し、事務局にメールで提出してください。なお、複数の質問がある場合には、様式をコピーして使用してください。

質問書は事務局にメールで提出するものとし、電話、ファクシミリ及び口頭並びに持参は不可とします。

メールの送信方法については、必ず件名を「佐野市防犯協会 LED 防犯灯更新事業の件」と記載の上、質問書を添付ファイルとして送信してください。なお、質問書のメール送信後、電話にて到着の確認をしてください。

㊧ 提出先

佐野市防犯協会事務局（危機管理課防犯係内）

電子メール：kiki@city.sano.lg.jp

電 話：0283-20-3056

㊨ 受付期間

令和6年11月21日（木）から令和6年12月2日（月）まで（必着）

受付時間：8時30分～17時00分まで

※ ただし、土・日・祝日を除く

㊩ 回答

回答は、競争上正当な利益を損なう恐れのあるもの又は意見表明等本件の趣旨からかけ離れているものを除き、12月4日（水）に、質問者氏名を公表せず、電子メールにて参加表明書を提出した全ての応募者に回答します。また、同日に佐野市ホームページでも回答予定です。

なお、回答に関する電話、口頭による対応は行いません。回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力をもつものとします。

（3）参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、参加表明書及び資格確認に必要な書類を作成し、事務局へ提出してください。

① 提出書類

「9. 参加表明提出書類・作成要領」によります。

※詳細は、別添1「佐野市防犯協会 LED 防犯灯更新事業 提出書類様式」のとおり

② 提出期限

令和6年12月6日（金）まで（必着）

受付時間：8時30分から17時00分まで

※ただし、土・日・祝日を除く

③ 提出方法

持参または郵送（配達確認ができるもので提出期限までに必着のこと）

④ 提出先

〒327-8501

栃木県佐野市高砂町1

佐野市役所6階

佐野市防犯協会事務局（佐野市危機管理課防犯係内）

電話：0283-20-3056

（4）提案要請の通知

提案提出要請の通知については、参加表明書及び資格確認書類を確認した後に通知します。

（5）提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、協会が提供する「7. 提示条件」に示す資料を基に「10. 事業提案提出書類・作成要領」に従い、提案提出書類を作成し、事務局へ提出してください。

① 提出書類

「10. 事業提案提出書類・作成要領」によるものとします。

※ 詳細は別添1「佐野市防犯協会 LED 防犯灯更新事業 提出書類様式」のとおり

② 提出期限

令和6年12月27日（金）まで（必着）

受付時間：8時30分から17時00分まで

※ ただし、土・日・祝日を除く

③提出方法

持参又は郵送（配達確認ができるもので提出期限までに必着のこと）

④提出先

〒327-8501

栃木県佐野市高砂町1

佐野市役所6階

佐野市防犯協会事務局（佐野市危機管理課防犯係内）

電 話：０２８３－２０－３０５６

（６）参加を辞退する場合

応募者が以降の参加を辞退する場合は、１２月２６日（木）１７時００分までに提案辞退届（様式第５号）を持参または郵送（必着）で事務局に提出してください。

６．審査及び審査結果の通知

（１）審査

① 審査・選定方法

提案書類及びプレゼンテーションでの内容を「佐野市防犯協会 LED 防犯灯更新事業事業者選定委員会」が審査基準に基づき審査し、選定委員全員の審査点の合計点数が最も高い提案者をリース契約の候補者（契約候補者）として選定します。なお、最も高い評価点数を獲得した提案者が複数の場合（同点の場合）は、次の㉠から㉣の選考過程により最終順位を確定し、契約候補者とします。なお、提案者が１者のみの場合については、合計点が基準点を満たした場合に契約候補者とします。

㉠ ⑥「審査項目」の「４維持管理の考え方」の合計点が最も高い者

④ ㉠に該当する者が複数ある場合は、「５経費・価格・見積」の合計点が最も高い者

㉣ 上記によりがたい場合は、委員会の協議により決定したもの。

② 基準点

配点合計の６０％以上の得点である６００点とする。

③ プレゼンテーションの日時と会場（詳細は別途通知します。）

開催日：令和７年１月上旬予定

会 場：佐野市役所内 会議室

④ プレゼンテーションの内容

提案書を基に、２０分程度の口頭説明を行ってもらい、その後、質疑応答の時間を１０分程度設けます。

⑤ プレゼンテーションの注意事項

㉡ プレゼンテーションの順番は、提案書の提出順とします。

① 審査当日は、プロジェクター及びスクリーンのみ本協会が準備します。パソコンが必要な場合は、提案者が用意してください。

い。

㊦ 機器の設置はプレゼンテーション開始時間までに行うこととし、開始時間を過ぎた場合は、所要時間に含めることとします。

㊧ 提出した提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは認めません。

㊨ 指定した時間に遅れた場合は、失格となります。

⑥審査項目

	審査項目	評価の着眼点	配点	
1	提案する器具の性能	器具の仕様が所定の基準を満たした上で、地域の実情を考慮し決定しているか	20	
2	防犯灯運用支援に関する考え方と実施体制	町会管理分を含めた防犯灯について、経済的負担の軽減や、効率的な管理運用ができる施策、考えがあるか	30	
3	施工計画	事業期間、各種手続きなど、事業実施のスケジュールは妥当か	10	
4	維持管理の考え方	本事業期間中に器具の不具合が発生した場合でも、メーカー又は事業者が遅滞なく保証できるか また、故障時等の問い合わせ先が明確で迅速な対応が可能か	50	
5	経費・価格・見積	価格に対する評価	40	
6	管理台帳	管理台帳の作成の創意工夫	10	
7	総合	事業の内容を十分に把握し、意欲が感じられ、協会への協力体制が整っているか （協会の負担軽減に向けた配慮及び体制作り）	20	40
		提案を通しての全体の評価	20	
合 計			200	

(2) 審査結果の通知及び公表

- ① 審査結果は、提案者全員に文書で通知するものとします。
- ② 審査結果に対する異議を申し立てることはできません。
- ③ 審査結果は佐野市ホームページで公表します。

(3) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ①提出期限までに書類が提出されない場合。
- ②提出した書類に虚偽の記載があった場合。
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ④本募集要項に違反すると認められる場合。
- ⑤記載すべき事項を1つでも欠いた場合。

7. 提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、本事業提案提出書類を作成するものとします。

(1) 事業の遂行

- ①最長でも令和7年7月31日までに本設備を完成させ、令和7年8月1日から本事業を開始すること。
- ②「2. 事業概要」に示す業務を確実に行うこと。

(2) 事業資金計画等

受注者は、本事業で提案する本設備に要する費用の全額を負担し、協会は契約の変更や解除により損害が生じた場合の対応などについての特約事項を設け、本事業に必要なリース料を契約期間にわたり毎年支払うものとします。

(3) 防犯灯数

次に示す概要データを参考にしてください。

対象となる防犯灯数

(単位：基)

取替総数	取替総数のうち、現状の場所から変更になる灯数
9,000	130

なお、「取替総数のうち、現状の場所から変更になる防犯灯」とは、現在設置中の防犯灯を取り外し、別の電柱・ポール等に設置する防犯灯です。

計：9，000基

(4) 維持管理計画等

受注者は、防犯灯維持管理計画書を提出し、本協会の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行ってください。なお、維持管理に係る経費は受注者の負担とします。

また、町会が設置した約500基を含む防犯灯の管理・運用について、協会や町会の負担軽減につながる提案をお願いします。

(5) リース料の支払い等

①価格

協会の事業者へのリース料支払いは、200，000千円（消費税込み）を限度にリース開始後10年間で支払うものとし、各年度の支払い回数時期等の詳細については、契約候補者と協議のうえ、「リース契約書」で定めます。

②リース料支払期間

契約候補者が本事業で提案する契約期間（ただし、最大10年）とします。

③支払方法

⑦本事業契約期間の各年度にわたる均等払いとし、支払回数時期については、協会と契約候補者との協議によるものとします。

⑧受注者は、以下に示す条件に基づき適正にリース料を算定して、指定された期日までに協会に請求するものとします。

④リース料に係る債権の取扱い

リース料に係る債権は、譲渡又は担保にすることができません。

(6) 事業計画書の作成

契約候補者は、本事業契約締結までに協会と詳細協議を行い、提案書の内容を含めた「事業計画書」を作成するものとします。なお作成にあたっては、提案書と本事業計画書との内容が大きく乖離しないこととします。

(7) その他

本募集要項に定めることのほか、本事業提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知します。

8. 事業の実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

- ①受注者は、本事業計画書、本募集要項、配布資料及び本事業契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行しなければなりません。
- ②業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、協会と受注者の両方で誠意をもって協議することとします。
- ③町会管理の防犯灯約500基の管理・運用も行っています。これら約500基を含めた防犯灯の効率的な管理・運用について、助言や支援をお願いします。

(2) 本事業契約期間中の受注者と協会の関わり

- ①本事業は、受注者の責により遂行され、協会は本事業契約書に定められた方法により、本事業の実施状況について確認を行います。
- ②本事業契約期間中における市民等からの防犯灯等の修繕依頼については、基本的に協会が受け付けるものとし、協会より受注者へ修繕依頼を行います。

(3) 受注者と協会との責任分担

①基本的な考え方

本事業提案が達成できないことによる損失は、原則として、受注者が負担しなければなりません。ただし、火災・天災等の不可抗力や運営状況の大幅な変動等、受注者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、受注者が合理的な根拠を示した申し出を行うことにより、別途協議を行うことができます。

②予想されるリスクと責任分担

協会と受注者の責任分担は、原則として別添2「佐野市防犯協会 LED 防犯灯更新事業 予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで本事業提案を行うものとします。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとします。

③事業の継続が困難となった場合の措置

本事業契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、本事業契約書において定めるものとします。なお、協会が解散等により本事業を行うことができなくなった場合、佐野市が引き継ぐことを予定しています。

④税制

税制リスクの負担関係については、下記のとおりとします。

㊦消費税

消費税増減に関するリスクはサービスを受ける協会の負担とします。

㊧消費税以外の税

法人税等の増減に関するリスクは受注者の負担とします。

㊨税の新設

税の新設がなされた場合、当該新税がサービスを享受するものが支払うべきものであれば協会の負担とし、地域社会の中で収益を目的に事業を行う者が支払うべき税である場合には受注者の負担とします。これに該当しない場合、協会及び受注者双方が協議し決めることとします。

9. 参加表明提出書類・作成要領

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部（正副各1部）提出してください。

①参加表明書（様式第2号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出してください。なお、代表者はリース事業を行う会社とします。

②グループ構成表（様式第3-1号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の担当役割を明確にしてください。

③施工業者一覧表（様式第3-2号）

複数の施工業者が協力企業として参加する場合は、構成員全てを明らかにし、押印されたものを提出してください。

④印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日から3か月以内に発行されたもの。

⑤商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本の正本で、受付日から3か月以内に発行されたもの。

⑥納税証明書

最新決算年度の国税及び地方税の納税証明書（「未納無し」等の記載があ

るものとする。)の正本、又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書を提出してください。なお、事務所が複数箇所ある場合には、本店所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出してください。

⑦財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、減価償却明細表、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの。貸借対照表及び損益計算書に関しては、企業単体のほか、連結決算分も提出してください。なお、写しでも可とします。

⑧会社概要（様式第4－1号）

企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴など（設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数の内容）全て網羅したものを1部綴じたもの。なお、上記の内容をすべて含んだ通常各社で印刷しているパンフレット等による代用も認めます。

⑨企業状況表（様式第4－2号）

※④～⑨については、②グループ構成表に記載した構成員全てが提出してください。なお、④～⑥については、正本には正本を、副本には写しを綴じてください。

10. 事業提案提出書類・作成要領

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを10部（正1部、副9部）提出してください。

- | | | |
|---|--------------------|-------------------|
| ア | 提案書提出届 | (様式第6号) |
| イ | 提出書類表紙の記載方法 | (様式第7号) |
| ウ | 提出書類表紙の体裁 | (様式第8号) |
| エ | 提案書提案総括表 | (様式第9号) |
| オ | 使用機器提案書 | (様式第10号) |
| カ | 事業資金計画書 | (様式第11号－1、第11号－2) |
| キ | 維持管理等提案書 | (様式第12号－1、第12号－2) |
| ク | 工事中の対応・廃棄計画書 | (様式第13号) |
| ケ | 町会管理分を含む防犯灯に関する提案書 | (様式第14号) |
| コ | 契約終了後の対応 | (様式第15号) |

※詳細は、別添1「佐野市防犯協会 LED 防犯灯更新事業 提出書類様式」のとおり

①一般的事項

- ㊦使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、すべて横書きとします。なお、原則としてフォントはMS 明朝体 12 ポイントで統一すること。
- ㊧各提案書類には、各ページの下中央に提出書類ごとの通し番号を付けるとともに、右下に本協会が送付する提案要請書に記載されている提案要請番号を記載してください。
- ㊨各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等応募者を特定できる表示は一切付してはなりません。
- ㊩提案書提出届（様式第 6 号）により提出書類の構成を示した上で、提出書類に提出書類表紙（様式第 7 号）を付し、A4 縦長ファイルに綴じたもので提出してください。なお、A4 版以外の様式については、A4 版サイズに折り込んでください。

②事業資金計画書

- ㊰事業収支計画書（様式第 11 号－1）
契約期間中における、本協会の事業全体に関する収支計画を作成してください。用紙はA3 版横書きとします。
- ㊱工事予算等経費計画書（様式第 11 号－2）
改修工事等の初期投資に係る費用を記入してください。なお、別途作成する内訳がある場合は添付してください。

③維持管理等提案書

- ㊲維持管理計画書（様式第 12 号－1）
本設備の維持管理業務に関する計画内容及び維持管理の見積りについて記述してください。
また、維持管理業務を行う上で、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば記述してください。
書式の仕様は、A4 版 1 枚で記載してください。
- ㊳緊急時対応提案書（様式第 12 号－2）
維持管理においてのサポート体制、その他災害を含む緊急時対応方法の考え方について、A4 版 1 枚で記載してください。
- ㊴工事中の対応・廃棄計画書（様式第 13 号）
設置工事に使用する機器の受け渡し、既存の機器の廃棄処理の対応について、A4 版 1 枚で記載してください。

⑤町会管理分を含む防犯灯に関する提案書（様式第14号）

町会管理分を含む市内の防犯灯に関して、経済的負担の軽減や、効率的な管理運用ができる施策や考え方について、A4版1枚で記載してください。

⑥契約終了後の対応（様式第15号）

契約期間終了後の対応、本設備の扱いに関する内容について、A4版1枚で記載してください。

11. その他事業者が行う業務

（1）防犯灯管理プレートの設置

- ①防犯協会が作成するデータを基に、「佐野市防犯灯」「管理番号」を表記したプレートを、歩行者から視認しやすい箇所に設置すること。
- ②管理番号は、原則既存の番号を継承するものとする。但し、町会の要望により、管理番号が変更となる場合などの防犯灯は、防犯協会が個別に指定する。
- ③管理プレートの材質は、全天候対応の高耐久のものとし、視認が容易なものとする。

（2）防犯灯管理台帳の作成・管理及び位置図の作成

- ①既存の管理台帳を基に、管理番号、電柱番号、付近住所、東電お客様番号、設置年月日が記載された新しい管理台帳を作成すること。
- ②位置図については、既存のものを参考に、管理番号、電柱番号が地図上に記載されたものを作成すること。なお、位置図は町会毎に作成するものとし、適切な町会数でまとめられた図面ファイルを納品すること。

12. LED防犯照明器具の仕様

（1）適用範囲

本事業に適用するLED防犯灯は、白色系LEDモジュールを光源としたLED防犯照明器具（以下「器具」という。）に適用する。器具は専用に設計されたLEDモジュールを使用したもので、従来の蛍光灯等の器具に管型LEDを取り付けたものは適用外とする。

（2）適用規格及び参考規格

器具は、次の規格に示す必要性能を満たす他、本書に示す事項を満たすこととする。ただし、規定事項に関し重複する項目がある場合には本

書を優先とする。

① 適用規格

- ㊦JIS C8105-1：2021 照明器具－第1部 安全性要求事項通則
- ㊧JIS C8105-3：2011 照明器具－第3部 性能要求事項通則
- ㊨JIS C8153-2015 LED モジュール用制御装置－性能要求事項
- ㊩JIS C8154：2015 一般照明用 LED モジュール－安全仕様
- ㊪JIEG-001（2005）照明学会・技術指針 照明設計の保守率と保守計画 第3版
- ㊫電気用品安全法 別表8
- ㊬JIS C8152-1：2019 照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第1部：LED パッケージ
- ㊭JIS C8152-2：2019 照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第2部：LED モジュール及びLED ライトエンジン
- ㊮SES E1901-4：2015 防犯灯の照度基準（日本防犯設備協会基準）
- ㊯JIS C61000-3-2：2019 電磁両立性－第3-2部：限度値－高調波電流発生限度値（1 相当りの入力電流が20A以下の機器）
- ㊰JIS C61000-4-5：2018 電磁両立性－第4-5部：試験及び測定技術－サージイミュニティ試験
- ㊱JIL 5004：2022 日本照明器具工業会規格 公共施設用照明器具
- ㊲光害対策ガイドライン：令和3年3月 環境省

（3）技術基準

器具の構造、配光（光の形状と明るさ）及び光特性等については、以下項目を満たすこと。

① 構造

通常的使用方法において、LEDの定格寿命期間は、安全な使用が可能であること。

- ㊦器具取り付け部は腐食及び振動に考慮した材質とする。
- ㊧透過性カバーは、アクリル樹脂と同等以上の耐光性を持つこと。
- ㊨器具には電子式の自動点滅器が内蔵されていること。
- ㊩器具にはLED制御装置を内蔵していること。
- ㊪電柱、防犯灯専用柱などに既設の防犯灯と置き換えて設置できること。
また、外壁等に設置されている場合であっても、設置出来るもの。
- ㊫積雪があっても自動点滅器が正常に動作すること、又は積雪による自動点滅器への影響があった場合であっても、形状など影響を最小限と

⑤器具は、防塵防水性能 I P 4 4 以上を満たしていること。

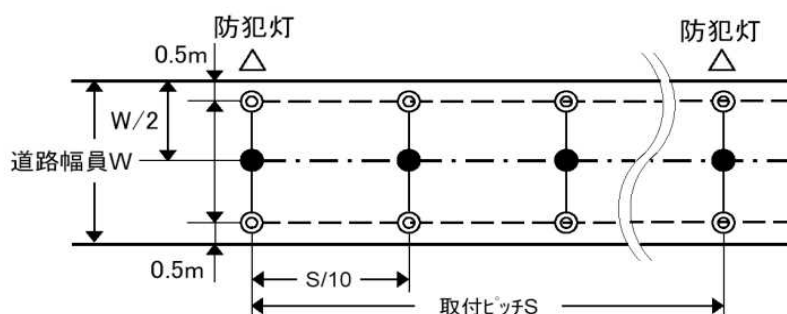
LED器具は、次の性能を有することとする。

①消費電力は、10W/灯以下のもの（電力会社申請時の入力 VA が 10VA/灯以下のもの）

⑦周囲温度は、 $-10\sim 35^{\circ}\text{C}$ を満たすこと。

⑤光源寿命（光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間）は60,000時間以上であること。

④光学性能は、20m 間隔で設置した場合に（公社）日本防犯設備協会が定める「防犯灯の照度基準（SES E1901-4）」におけるクラス B +を確保すること。



クラスA及びBの場合は、道路中心線上の●印の位置で鉛直面照度を測定する。

「防犯灯照明ガイド vol.4」により上記●に加え、道路両端から 0.5m 内側の◎印位置でも鉛直面照度 0.5lx を確保する。この場合の保守率は 0.63 とする。

⑦住民への配慮としてグレア（眩しさ）対策できること。農作物への配慮として遮光対策できること。

㊦電波障害の発生が抑制されている器具であること。(表1)

表1

項 目	基 準 値	
	周波数範囲	限度値
雑音端子電圧	526.5kHz～5MHz	56db 以下
	5MHz～30MHz	60db 以下
雑音電力	30MHz～300MHz	55db 以下

㊧耐雷サージ 15Kv 以上を確保すること。(コモンモード)

㊨照明は白色系とし、色温度は 5,000K～6,000Kまでとする。

㊩器具光束が 1000lm 以上あること。

㊪製品の製造業者は、ISO9001 認定を取得している国内メーカーの製品とすること。

㊫製品に使用されている LED チップは、製造業者を明確にできること。

㊬フリッカーが発生しないこと、又はフリッカー対策をしていること。

㊭自動点滅器を内蔵していること。

③表示

製品に型式・ロットナンバーが明記され、製品の管理がなされていること。

④その他

㊮屋外用照明器具の製造・販売の実績が 20 年以上あること。

㊯LED 照明器具の製造・販売の実績が 15 年以上あるメーカーの製品とすること。

㊰器具メーカーは、㊮及び㊯の条件を満たす国内メーカーとすること。

㊱本市発注の LED 屋外用照明器具の納入実績があるメーカーの製品を使用すること。